

## 紋別市広報誌広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、紋別市広告掲載規程（平成20年訓令第9号）及び紋別市広告掲載基準（平成20年告示第66号）に定めるもののほか、広報誌に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の規格及び位置等)

第2条 広報誌に掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 1種広告 縦4.5cm×横8.0cm
- (2) 2種広告 縦4.5cm×横16.0cm

2 広告の掲載位置は、暮らしの情報欄記事下段又は裏表紙の市が指定した位置とする。

3 広告の色は、広報誌に準じるものとする。

### (広告掲載枠数)

第3条 掲載枠数は、1種広告単位で、1か月当たり4枠とする。ただし、市が必要と認めた場合は、枠を増やすことができる。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載料の月額は、次のとおりとする。

- (1) 1種広告 12,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 2種広告 20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない市民活動団体が広告を行う場合、前項に規定する広告掲載料の2分1を減免することができる。

### (広告の募集方法)

第5条 掲載する広告を募集するときは、ホームページ、広報印刷物その他広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者（以下「希望者」という。）を募集するものとする。

### (掲載の申込み)

第6条 希望者は、広報誌広告掲載申込書（第1号様式）に次の必要書類を添付し、掲載しようとする広報誌の発行日の1か月前までに市に提出しなければならない。

- (1) 市税等納税証明書
- (2) 事業者の場合は、営業証明又は法人の登記簿謄本

2 前項に規定する提出書類は、同一年度内で2回以上広告の掲載を申し込むときの2回目以降は、前項第1号の証明書に代えて納税状況調査の同意書を提出することができるものし、前項第2号の書類は提出を省略することができるものとする。

- 3 同一申込者が申し込める広告は、広報誌発行1回につき、1種広告1枠限りとする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、2種広告とすることができる。

(広告掲載の審査及び選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込みの内容等が、紋別市広告掲載規程及び紋別市広告掲載基準並びにこの要綱（以下「規程等」という。）に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、掲載を希望する広告の数が募集している広告枠の数を超えた場合は、次に掲げる項目順により掲載する広告を決定する。この各号によっても順序が同じときは、選定方法は抽選によるものとする。

- (1) 公益的事業を営むもの
- (2) 市内に事業所を有するもの
- (3) その他広告掲載基準を満たすもの

(広告掲載の決定等)

第8条 前条の規定による選定の結果に基づき、広告掲載の諾否を決定したときは、その結果を広報誌広告掲載決定通知書（第2号様式）により希望者に通知するものとする。

- 2 広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、広報誌に掲載する広告原稿を自己の責任及び負担により作成し、指定する期日までに市に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出があった広告原稿の内容が適当でないと認めたときは、必要な変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに前条第1項の規定による通知書に記載された広告掲載料を一括前納しなければならない。

(承諾書の提出)

第10条 広告主は、決定された広告掲載の内容及び条件等を記載した承諾書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 紋別市広告掲載規程第15条第1項各号の規定により広告掲載の承諾を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告掲載を中止した場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。